○確認事務受託対象法人の登録の取消し

(第51条の10)

改正 平成 29 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 14 日 令和 4 年 10 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

処分基準

令和5年4月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 51 条の 10
処分の概要	確認事務受託対象法人の登録の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	交通部交通指導課駐車対策係

別紙

[別紙参照]